

北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う学校の対応について

瑞穂市教育委員会

弾道ミサイルは、極めて短時間で着弾します。万が一、弾道ミサイルが着弾した場合には、爆風や破片等による被害が想定されます。弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合は、全国瞬時警報システム（Jアラート）を通じて、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報が伝達されます。

1 対応の基本方針

北朝鮮が弾道ミサイルを発射し、緊急に対応すべき事態が生じた場合に備え、以下のような方針で対応願います。

- ・職員は J アラート、テレビ・ラジオ、国民保護ポータルサイト等から、危険の状況を把握するとともに、校内や校区の危険箇所の情報収集に努めること。
- ・校長は、教育委員会と連携を密にしながら、児童生徒の安全確保の観点を最優先に考えて、臨時休業や安全上の対策等を判断すること。
- ・危険を回避するための行動に関する学習を日頃から行い、児童生徒の危機管理意識を高めること。
- ・保護者が、緊急時の決定に対応できるよう普段から連絡体制を確立しておくとともに、緊急時に児童生徒の引き渡しができるよう訓練を行うなど体制を整えておくこと。
- ・PTAや地域の方々に対して、児童生徒の安全確保のための協力体制を確立したり、危機管理マニュアルに基づいた避難訓練を実施したりしておくこと。

2 Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合の対応について

【Jアラートの例】 Jアラート（ミサイル発射情報・避難の呼びかけ）

- ・ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。
- ・直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。

(1) 児童生徒が登校する前に緊急情報が発信された場合

自宅待機とします。安全確認ができれば登校します。

ア 午前7時までに安全確認がされている場合は、平常どおりの始業とします。

イ 午前7時より後で午前11時までに安全確認がされた場合、確認後1時間を経てから授業を開始します。なお、給食は準備しますが、場合によっては品目、品数等の変更をすることがあります。

ウ 午前11時を過ぎても安全確認ができない場合は、臨時休業とします。

※次の2つの情報が流れたら、安全確認ができたことになります。

Jアラート（ミサイル通過情報・落下場所等についての情報）

- ・ミサイル通過。ミサイル通過。先ほどのミサイルは〇〇地方から〇〇へ通過した模様です。
- ・先ほどのミサイルは、〇〇海に落下した模様です。

(2) 児童生徒が登下校中に緊急情報が発信された場合

- ・近くのできるだけ頑丈（コンクリート造り）な建物や地下等などに避難する。
（図書館、学校、スーパー等の店舗、コンビニ、地下道など）
- ・近くに適切な建物がない場合は、周囲の状況を十分に確認して、物が「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に、身を寄せる。
※ブロック塀や屋根瓦、自動販売機、ガラス、外壁、電線等の落下物や転倒物等に注意する。

安全確認ができれば登下校します。

(3) 児童生徒が登校してから緊急情報が発信された場合

安全確認ができるまで学校内で避難態勢を続けます。

- ア 被害がないと判断された場合は、そのまま授業を再開します。
- イ 安全確認ができた時間によって、保護者への引き渡しを行うこともあります。その際には、「すぐー」でお知らせします。
- ウ 被害がある場合は、学校内で避難態勢を続け、Jアラートの追加情報に従って行動します。

Jアラートのメッセージが流れたら、直ちに以下の行動をとります。

屋内にいた場合

- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。
- 着弾の恐れがある場合は、以下のように行動する。
 - ・教室等の机のある場所では、机の下に隠れる。
 - ・机のない場所では、イス等の落下物を防げる物の下に隠れる。
 - ・隠れるものが何もない場所では、上から物が落ちてこない、横から物が倒れてこない、移動してこない場所に移動し、低い姿勢で、カバン等で頭部を守る。

屋外にいた場合

- 体育・部活動等では、速やかに教室等の屋内に避難する。
- 近くに適切な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

【万が一、近くにミサイルが着弾した場合】

- ・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、情報収集に努め、行政からの指示に従って行動する。
- ・屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- ・屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ・被害の内容が明らかになったら、新たな指示に従って行動する。

※詳細は、国民保護ポータルサイト【<http://www.kokuminhogo.go.jp/>】を参照してください。